

設置の趣旨等を記載した書類（目次）

(1) 設置の理念及び必要性	p.1
(2) 研究科，専攻等の名称及び学位の名称	p.5
(3) 教育課程の編成の考え方及び特色	p.5
(4) 教員組織の編成の考え方及び特色	p.15
(5) 教育方法，履修指導，研究指導の方法及び修了要件	p.17
(6) 施設・設備等の整備計画	p.20
(7) 基礎となる学部との関係	p.21
(8) 入学者選抜の概要	p.22
(9) 取得可能な資格	p.24
(10) 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施	p.24
(11) 管理運営	p.25
(12) 自己点検・評価	p.25
(13) 認証評価	p.26
(14) 情報の公開	p.27
(15) 教育内容等の改善のための組織的な研修等	p.28
(16) 連携協力校等との連携	p.29
(17) 実習の具体的計画	p.30
別紙資料	p.45

設置の趣旨等を記載した書類

(1) 設置の理念及び必要性

① 新学習指導要領と教員育成指標の策定

新しい学習指導要領が、小学校では2020年度から、中学校では2021年度から全面実施される。「社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有」し、社会との連携・協働によりその実現を図っていくとする「社会に開かれた教育課程」という理念を基に、英語の教科化（小学校高学年）、主体的・対話的で深い学びの実現、情報・プログラミング教育の導入が行われることに加えて、知識の理解の質を高めた確かな学力の育成、カリキュラム・マネジメントの確立等、多くの新規事項への取り組みが求められている。

教員養成に携わる大学には、これらの課題に的確に対応することができ、子どもの知識の理解の質を高め、確かな学力の育成に力を発揮できる、高い資質・能力を身につけた教員の着実な養成が求められている。そして、現職の教員についても、大学院等での学びを通して、これらの資質・能力をいっそう高めることが必要となっている。また、急速に進むグローバル化と Society 5.0 に対応する人材育成も求められている。

「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて一国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書一」（以下「有識者会議報告書」という）においても指摘されているように、「社会の急激な変化や複雑化に対応できる教育の実現を担う教員に求められる資質・能力という質の面では、幅広さと深さの両面において極めて高いレベルが求められるようになっている」のである。

新学習指導要領の全面実施に向けて、新たな学びの実現には教員の指導力の向上が不可欠となることから教育公務員特例法の一部改正が行われ、教員に求める資質能力、教員育成指標の策定が各県教育委員会に義務付けられた。そこでは県が求める教員像を規定し、教職課程修了時ないし教員採用時に身につけているべき資質・能力を明記するとともに、採用後のキャリアパスの各段階における種々の指標を示し、これに従った教員の育成を進めることとされている。

このことが現職教員の研修活動の参照基準としても機能することから、大学が教職大学院をはじめとする現職教員研修の実施体制を充実させる必要性も増大してきている。

② 群馬県の教員育成指標、群馬県教育委員会との意見交換

群馬県の教員育成指標においては、現職教員のキャリア段階を「基礎形成期」、「資質向上・充実期」、「資質発展・円熟期」の3段階に分けて、それぞれの段階で身につけているべき資質・能力を「学習指導・教科経営等」、「生徒指導・学級経営等」、「学校経営」の3領域ごとに具体的に示している。大学は、教員の養成（学生教育）

ばかりでなく研修（現職教員教育）においても、今以上に大きな力を発揮できるはずであり、一人ひとりの現職教員が上記の資質・能力を獲得し、そのことを通じて各学校が抱える課題の解決を図ることについて、大学が果たすべき役割は大きい。

群馬県教員育成協議会における教員育成指標の策定及び今後の教職大学院のあり方について、2017年度初めから、群馬県教育委員会と本学教育学部で意見交換を重ねてきた。

この経緯において、群馬県教育委員会より、従来の教職大学院におけるミドルリーダーの育成について今後も一定数のニーズが見込めること、さらに「教科領域についての学び」と「特別支援教育についての学び」に対するニーズがあることが示された。

③ 教科領域の導入の必要性

今日の学校教育において、学習指導要領の内容を踏まえて教育課程を実施するにあたり、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」及び「学習評価の充実」に努めながら、一人ひとりの児童生徒に各教科等に必要な資質・能力を確実に育成していくことが求められている。この「授業改善と学習評価の視点」を持ちながら学校現場の授業の在り方をリードする人材の育成が、教職大学院には求められている。学校の教育活動の大きな部分を占める教科等の授業実践の高度化は、全国的に喫緊の課題である。

本研究科においても、実践的な教科領域の学びを導入することは重要な課題である。学生が教職大学院での学びの集大成としてまとめた課題研究報告書のこれまでのタイトルを見ると、特定の教科についての学習指導をテーマとして追究した学生が、従来の教職大学院の開設時から一定数いたことが捉えられる（表1）。平成24年度以降はほぼ半数が特定の教科の学習指導を取り上げて課題研究を行っており、学生の教科領域の学びについてのニーズが高いことがうかがえる。

年度	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
題目に特定の教科名を含む報告書の数	1	5	5	8	9	8	8	6	10	7
修了生の数	13	15	16	17	18	16	14	17	19	13

表1 教職大学院修了生の課題研究における教科領域へのニーズ

④ 特別支援教育の専門性の強化

近年、群馬県においては、特別支援学校に求められる役割が高度化しており、特別支援教育実践についての高度の識見・技能を備える教員を養成する必要性が高まって

いる。群馬県においては、全体的な児童生徒数が減少する中、特別支援学校の児童生徒数は年々増加の一途をたどっている（図1）。

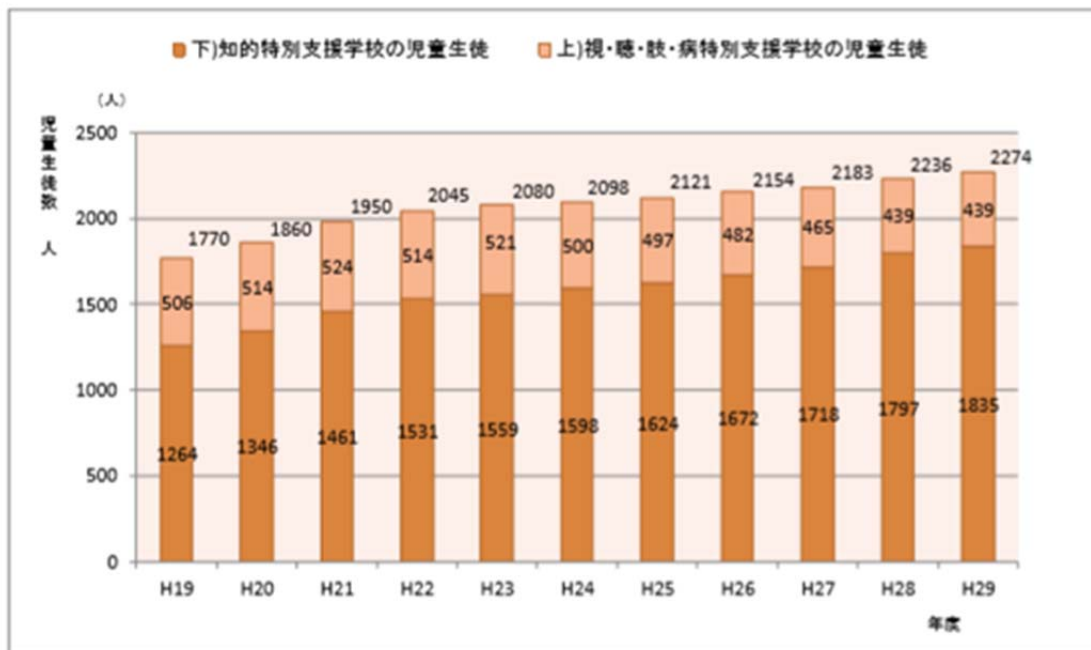


図1 群馬県内特別支援学校の児童生徒数の推移

このような状況にあって、群馬県は、「群馬県特別支援学校の配置及び整備計画」を策定し、計画的な整備に取り組んでいる。具体的には、未設置地域への特別支援学校の配置及び整備（平成27年度に吾妻特別支援学校を開校し、未設置地域（藤岡、富岡、吾妻）を解消）、市立特別支援学校の県立移管（伊勢崎市、館林市は平成25年4月、桐生市は平成29年4月、他の3市（前橋市、高崎市、太田市）とも引き続き協議を継続）などの施策を行ってきている。

群馬県において、特別支援学校には、地域の特別支援教育のセンターとしての役割を維持し、より発展させていくとともに、他の特別支援学校などとの学校間や教員間の円滑な連携を進め、様々な障害種別の特別支援教育に関する幅広い情報を共有できるようにして、地域の小・中学校等への助言や援助をより幅広く行っていく役割が求められており、地域の小・中学校等との交流及び共同学習を引き続き進めるとともに、地域の関係機関との連携について、継続的に取り組んで行くことも期待されている。群馬県の特別支援学校において、このようなニーズに応えていくことのできる専門的な知識・技能を備えた教員を育成することは本研究科の使命である。

⑤ 教育学研究科としての対応

これまでの教職大学院においては、唯一の専攻である「教職リーダー専攻」が、新

しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成と、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員等として不可欠で確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダー（中核的中堅教員）の養成を、一手に担ってきた。しかしながら、これまでの教職大学院の研究者教員は教育学ないし教育心理学の専門家であり、教科教育の研究者も特別支援教育の研究者も配置されていなかった。

そこで、教職大学院に教科教育及び特別支援教育の研究者教員と実務家教員を配置し、学生の多様な学習ニーズに対応できる組織とする。専攻名は「教育実践高度化専攻」とし、①現職教員のみを対象としてミドルリーダーやメンターを育成するコース、②現職教員と学部新卒者等の双方を対象として教科領域における高度な学習指導について学ぶコース、③同じく現職教員と学部新卒者等の双方を対象として特別支援教育実践の高度化について学ぶコースの3コースを設置する。こうすることにより、教科領域の学習指導の実践開発及び特別支援教育の実践開発に力を注ぎ、「地域の学校教育を支える知の拠点」と呼ぶに相応しい教育学研究科となることを目指すものである。なお、これに伴い、修士課程は廃止することとする。

* 「学部新卒者等」は、以下の者を指す。

- ・教職未経験者（学部新卒者に加え、学部既卒者を含む。ただし、いずれの場合も教員免許状取得者に限る。）
- ・教職経験者であって経験年数の少ない者（群馬県教育委員会が現職教員の教職大学院学生としての派遣を認める条件が教職経験6年以上であることから、教職経験6年未満の者はこれに該当することとする。）

群馬県の教員育成指標においては、教職経験15年程度で第2段階「資質向上・充実期」から第3段階「資質発展・円熟期」に移行することが想定されている。そこで、現職教員の受け入れにあたっては、①のコースはキャリアの第3段階にある者（教職経験が概ね15年以上の者）を対象とし、②のコース及び③のコースはキャリアの第1・第2段階にある者（教職経験が概ね15年未満の者）を対象とすることを目安として提示し、各志願者がこれを参考としつつ自己の取り組むべき課題に照らしてコースを選択することとする。

(2) 研究科，専攻等の名称及び学位の名称

① 研究科，専攻，コースの名称

名称は表2のとおりとする。

表2 設置後の研究科，専攻，コースの名称

研究科	教育学研究科 The Graduate School of Education
専攻	教育実践高度化専攻 Major in Advanced Practice for School Education
コース	教職リーダーコース Course for Professional Development of School Leadership and Management 授業実践開発コース Course for Professional Development of Teachers 特別支援教育実践開発コース Course for Professional Development of Teachers in Special Needs Education

学校運営・学級運営，学習指導・生徒指導，特別支援教育という学校教育の多様な側面での実践の高度化に取り組むことから，専攻名は「教育実践高度化専攻」とする。

コースの名称は，①現職教員のみを対象としてミドルリーダーやメンターを育成するコースについては，学生となる現職教員に期待される役割を明示するために「教職リーダーコース」とする。②現職教員と学部新卒者の双方を対象として教科領域における高度な学習指導について学ぶコースは，各教科の授業及び教科横断的な授業の構築を中心的な課題とすることから「授業実践開発コース」とする。③現職教員と学部新卒者の双方を対象として特別支援教育実践の高度化を課題とするコースは，この課題を前面に出して「特別支援教育実践開発コース」とする。

② 学位の名称

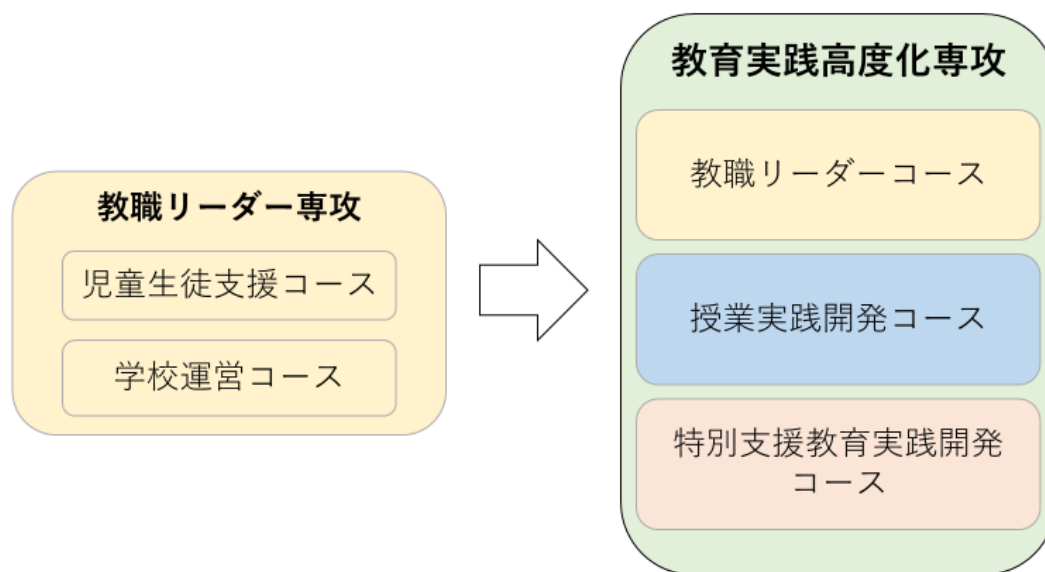
「教職修士（専門職）」（Master of Education (Professional Degree)）とする。

(3) 教育課程の編成の考え方及び特色

既存の「教職リーダー専攻」は，本研究科における教職大学院の設置以来，新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成と，地域や学校における指導的役割を果たし得る教員等として不可欠な確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備え

たスクールリーダー（中核的中堅教員）の養成とを、一手に担ってきた。この「教職リーダー専攻」を学生の多様な学習ニーズに対応する専攻とするために「教育実践高度化専攻」とする。そして、「教職リーダー専攻」の中心的な機能を引き継いで現職教員をミドルリーダーやメンターとして育成する「教職リーダーコース」、教科領域における高度な学習指導について学ぶ「授業実践開発コース」、特別支援教育実践の高度化について学ぶ「特別支援教育実践開発コース」の3コースを設置する（図2）。

図2



① 教育課程の編成の考え方

本教職大学院では、学校教育にかかわる多種多様な課題に対応できる高度な実践的問題解決の能力を持った教員の育成を目指す。これからの時代の教員には、これまで不易とされてきた資質・能力に加え、自律的に学ぶ姿勢を持ち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質・能力を生涯にわたって高めていくことのできる力や、情報を適切に収集し、選択し、活用する能力や知識を有機的に結びつけ構造化する力などが必要とされる。

このような資質・能力の育成のために、自らの教育実践を理論に基づき振り返ることができる実習を教育課程の中心におくことにより、理論と実践の往還を持続的に発展させる従来の教育方法を踏襲する。コースワークとして、「教職リーダーコース」、「授業実践開発コース」、「特別支援教育実践開発コース」のいずれも、1年次と2年次の両方に実習を設定し、2年次に実習の単位数の多くを配置している。1年次から、実習における教育実践についてコース科目において理論的な意味づけを行いそれらの検討の上にもた実習に参加する、という教育課程の枠組を設定している。実習と課題

研究，並びに個々の授業科目において，学校の実際の教育実践について協働を通して課題を見出し，その対応策を検討，実施し，振り返ることを通して，より良い実践のあり方を追求する資質・能力を育成する。

② 学校教育に関する「理論と実践の融合」について

これまで，学校教育に関する「理論と実践の融合」を教育課程において実現するために，次のような手立てを講じてきた。

- ア ほとんど全ての授業科目を研究者教員と実務家教員の協働体制で担当
- イ 学校現場と大学との往還に基づく課題探究型の授業・実習
- ウ 授業においてフィールドワーク，ロールプレイ，事例研究，アクションリサーチなど実践的な方法論を導入

さらに，「教育実践高度化専攻」の教育内容について実践性の質を担保するために，新たに次の2つの手立てを講ずる。

- ア 実務経験業績ポイント制に基づき，実践性を備えた教員が学生指導に当たる体制を整備（別紙資料1「教員基準」）。
- イ 各授業科目のシラバスにおいて，群馬県教員育成指標との対応を踏まえた到達目標を明示する。また，教職課程コアカリキュラムの内容と接続する授業科目については，シラバスにその対応を示すこととする。

なお，本格的に導入を図る教科領域の学習指導に関する授業科目において，教科教育と教科専門の連携を図り，「理論と実践の融合」を実質化するために，次の手立てを講ずる。

ア 選択必修科目「各教科内容構成学」

教科における子どもの資質・能力の育成という観点から，各教科の内容を構成する学問領域の知見について授業実践に即して学ぶ科目として設定する。教科専門担当教員が，それぞれ専門とする内容に関わる授業時間を担当する際には，必ず教科教育担当教員とのTTで実施する。授業では，実際の授業事例や教科書教材を取り上げ，授業実践の文脈に即して教科内容についての理解を深めることをねらう。

イ 授業実践開発実習・課題研究

授業実践開発コースの，子どもたちの思考を揺さぶり，新たなものの見方の発見を促すような課題探究を行う授業を実践する資質・能力を高めることという目的に鑑み，授業実践開発実習・課題研究における学生指導は教科教育担当者や実務家教員が主導して行う。ただし，各教科における特定分野・領域について学びたいという学生のニーズがあった場合には，指導担当者と別に，その分野・領域を専門とする教科専門の教員を加えてチームで指導に当たる体制を整備する。この場合，教科専門の教員も実習校での授業実践に関与し，実習校における実践的な課題解決の過程に他の教員と連携しながら積極的に関与するものとする。

③ 共通 5 領域の編成と各コースの教育課程

ア 共通 5 領域の編成

教職大学院に共通に開設すべき授業科目（共通 5 領域）について、全ての学生が幅広い分野における指導性の基礎を身に付けられるよう共通に履修すべき科目（コース共通必修科目）として、領域毎に 2 単位ずつ計 10 単位を設定した。

区分	分野又は領域	授業科目	単位数
共通科目	教育課程の編成及び実施	教育課程編成の理論と実践	2
	教科等の実践的な指導方法	授業実践分析	2
	生徒指導及び教育相談	生徒指導の理論と実践	2
	学級経営及び学校経営	学校づくりと学級経営	2
	学校教育と教員の在り方	教員の職能成長と倫理	2
	今日的な教育課題	多文化共生教育の課題と実践	2

なお、コース共通必修科目として、共通 5 領域に加え、今日的な教育課題領域に外国籍の児童・生徒が多いという群馬県の教育事情を勘案し「多文化共生教育」について学ぶ科目を 2 単位を設定した。

教職リーダーコースでは、共通 5 領域について、コース共通必修科目の 10 単位に加え、下記の選択必修科目のうちから 12 単位を履修させる。共通 5 領域における履修単位数は 22 となる。

【教育課程の編成・実施に関する領域】

- カリキュラム開発の理論と実践☆

【教科等の実践的な指導方法に関する領域】

- 学習支援の理論と実践◆
- 教育評価の理論と実践◆

【生徒指導，教育相談に関する領域】

- 子ども理解と支援・指導の理論と実践◆
- 特別活動指導の理論と実践◆

【学級経営，学校経営に関する領域】

- 学校経営の理論と実践☆
- 学校評価とスクールリーダーシップ☆
- 地方教育行政の理論と実践☆

※ ☆の科目から 3 科目，◆の科目から 3 科目を選択必修とする。

授業実践開発コースでは、共通 5 領域について、コース共通必修科目の 10 単位に加え、下記の選択必修科目のうちから 8 単位を履修させる。共通 5 領域における履修単位数は 18 となる。

【教育課程の編成・実施に関する領域】

- 横断的・総合的な学習指導の理論と実践A☆
- 横断的・総合的な学習指導の理論と実践B☆

【教科等の実践的な指導方法に関する領域】

- 授業研究の理論と実践
- 道徳教育の理論と実践
- 国語科学習指導の理論と実践◆
- 社会科学習指導の理論と実践◆
- 英語科学習指導の理論と実践◆
- 算数・数学科学習指導の理論と実践◆
- 理科学習指導の理論と実践◆
- 技術科学習指導の理論と実践◆
- 音楽科学習指導の理論と実践◆
- 図画工作・美術科学習指導の理論と実践◆
- 家庭科学習指導の理論と実践◆
- 保健体育科学習指導の理論と実践◆

※ ☆の科目から1科目を選択必修とする。

特別支援教育実践コースでは、共通5領域について、コース共通必修科目の10単位に加え、下記の選択必修科目のうちから8単位を履修させる。共通5領域における履修単位数は18となる。

【教育課程の編成・実施に関する領域】

- 特別支援教育におけるカリキュラムデザイン

【教科等の実践的な指導方法に関する領域】

- 特別支援教育における授業実践

【生徒指導，教育相談に関する領域】

- 特別支援教育コーディネーターの役割と課題

【学級経営，学校経営に関する領域】

- 特別支援教育の制度と学校・学級経営

イ 教職リーダーコースの教育課程の編製の考え方・特色

教職リーダーコースは、教育におけるより複雑・多様化した課題に対応できる幅広く深い知識をもち、高度な専門性に基づく実践的経営力・指導力を有したミドルリーダーの育成をねらいとする。そこで、教育課題解決に資する学級・学年・学校経営にわたる経営力，児童生徒の実態に応じた実践的指導力，両者を兼ね備えた総合的マネジメント力を育成するための教育課程を編成した。

専門性をより高められる学修を保障するため、コース別必修科目、自由選択科目、実習、課題研究の在り方を検討し、院生がより主体的に、自身の職能成長に活かせる教育課程の編成とした。

1. 「コース共通必修科目」（5領域＋今日的課題）での学修を基盤とし、教育機関において中核的な役割を果たすミドルリーダーを育成するため、以下のような教育を行う。学級経営、学年経営、学校経営のそれぞれにおいて、目標達成のための企画・立案、実施、振り返りのサイクルを意識することのできる実践的経営力を育成するため、「コース別必修科目」の「教育課程の編成・実施に関する領域」では、カリキュラム・マネジメントについて理解を深めるため、学校の教育目標をよりよく達成する課題解決の営みの実際について学修する科目が「カリキュラム開発の理論と実践」である。

「学級経営、学校経営に関する領域」では、学校を取り巻く環境、学校へのニーズを分析の視点から、学校の組織としての在り方や、学校の組織文化に基づく業務の在り方に関する課題解決の実際について多面的・多角的な考え方から理解を深めるため、「学校経営の理論と実践」「学校評価とスクールリーダーシップ」「地方教育行政の理論と実践」を科目として設定した。

2. 子ども一人ひとりの実態を的確に把握・分析し、個々が抱える教育課題解決に対応し、学力保障及び社会的自立を促進できる実践的指導力を育成するため、「コース別必修科目」「自由選択科目」において、「教科等の実践的な指導方法に関する領域」では、教育心理学を背景に、認知心理学による学習支援、教育評価における測定・評価から最新の指導方法について実践を通して理解を深める科目「学習支援の理論と実践」「教育評価の理論と実践」を設定した。

「生徒指導、教育相談に関する領域」には、子ども理解から教育課題及び解決のため育成すべき資質・能力の明確化を行い、生徒指導の機能論、教育相談のアプローチから心理教育的援助サービスについて理解と指導力の向上を目指す科目「子ども理解と支援・指導の理論と実践」、生徒指導と特別活動をつなぎ児童生徒の自己指導能力の育成の在り方について、実践例を通して理解を深める科目が「特別活動指導の理論と実践」である。

「1」及び「2」の学修の成果を、「実習」「課題研究」において院生各自の研究構想の中で課題解決モデルとして再構成する。「実習」「課題研究」において、教育機関が直面する課題の解決と自身の職能成長に資するため、多様な関係者や関係機関と連携しつつ、実践的経営力・指導力を発揮し、所属機関の組

織における教育実践を総合的にマネジメントすることができる資質・能力の育成を行う。

ウ 授業実践開発コースの教育課程の編成の考え方・特色

授業実践開発コースは、新しい学びを支える実践的指導力の育成をねらいに、共通5領域の「教育課程の編成・実施に関する領域」と「教科等の実践的な指導方法に関する領域」を専門的に発展させた教育課程として構想した。学習指導要領改訂の趣旨を踏まえ、子どもが「何ができるようになるのか」という観点から教科の学習の内容や指導方法についてとらえ直し、教科横断型の内容を子どもの実態に即して学ぶことのできる授業科目の構成を行った。

学習指導要領に示される「主体的・対話的で深い学び」の実現という課題を踏まえ、授業実践についての省察を通して授業実践力を高めるための科目として「授業研究の理論と方法」を設定した。学校における授業研究（レッスンスタディ）の実際とその方法論について、事例研究の手法によって授業中の子どもの学びのプロセスを詳細に捉えることを学ぶ科目である。この授業科目における学びは、実習において活用される授業実践についての見方・考え方を育成するものである。また、実習における実践の中から見出した課題について探求を行うアクションリサーチの手法で進める課題研究の方法論となるものである。

教科横断的な教科の指導法に関わり、コース別必修科目に「横断的・総合的な学習指導の理論と実践」を設定した。教科横断的な学習及び総合的な学習の構想と展開について、具体的な事例を分析しながら検討するとともに、教科横断型の学習及び総合的な学習のモデル立案、単元開発を行う。小・中学校学習指導要領総則に示される現代的な諸課題（伝統や文化に関する教育、郷土や地域に関する教育、防災を含む安全に関する教育等）や「理数探究」（高等学校における新設科目）について、少人数のグループで探究的に学習することを通して授業開発力を養う。

今日的な教育課題に関わり、コース必修科目として「学校教育におけるICTの理論と実践」と「インクルーシブ教育としての学習指導」を設定する。また、自由選択科目に「小学校英語教育の理論と実践」を設定する。

選択必修科目群に教科専門と教科教育とを融合した指導を行う科目として「各教科内容構成学」を設定した。各教科の内容構成について理解を深め、その体系性や系統性において個別の教科内容の学習指導がどうあるべきかを考察し、児童生徒が各教科の目標として示される資質・能力を高めるための教材研究・教材開発について学ぶ科目である。当該教科における学習の基盤となる「資質・能力」との関連をシラバスに明記する。

また、各教科学習指導の理論と実践として、学部における教科指導法の授業内容についてより実践的に学びを深める科目として「各教科学習指導の理論と

実践」を設定した。事例研究や授業観察・分析、模擬授業等を重視し、子どもの学びの実態から教科の学習指導をとらえ直すことについて学ぶ科目である。

2年次の実習は、附属学校・協力校において長期間にわたる継続的なものとして実施する。授業実習に偏らせず、学校経営、学級経営、生徒指導、教育課程経営など学校の教育活動全体について総合的に体験し、考察する機会とする。群馬県教育界の有識者へのインタビュー調査において、「実習では大学院生とその指導を行う大学教員がその学校の実践研究にコミットすると互いに得るものが大きい」との指摘がなされている。これを踏まえ、実習校における授業研究（レッススタディ）についての学びやアクションリサーチ（実践についての課題を実践者と共に見出し協働的に解決を目指す研究）についての学びを課題研究において振り返り、実践報告書としてまとめることとする。

エ 特別支援教育分野の教育課程の編成の考え方・特色

特別支援教育実践開発コースでは、特別支援教育における高度な専門性に基づいた実践者・ミドルリーダーの養成として、障害の重度化・重複化、多様化する教育的ニーズ、さらにはインクルーシブ教育に対応できる高度な専門性を有し、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室といった多様な教育の場において、一人ひとりの教育的ニーズに応じた授業実践・開発ができ、並びにインクルーシブ教育システムの構築の視点を持った教員を養成するためのカリキュラムを構想した。

そこでは、「特別支援教育における学校・学級マネジメント力」「特別支援教育における高度授業実践・開発力」「特別支援教育コーディネーター力」の3つの力を養成することを柱とする。この3つの力は、設定する授業科目、実習、課題研究等において横断的に学ぶ中で、学生が獲得することになる。

その中でも、「特別支援教育における学校・学級マネジメント力」は、主に「特別支援教育におけるカリキュラムデザイン」、「特別支援教育の制度と学校・学級経営」、「特別支援教育と医療・福祉との連携」を通して養成する。「特別支援教育におけるカリキュラムデザイン」では、特別支援学校としての特色を生かし、障害のある児童生徒が自立し社会参加を図ることができるカリキュラム開発やカリキュラム・マネジメントを行える力を身につける。「特別支援教育の制度と学校・学級経営」では、近年の特別支援教育に関連する制度等を踏まえ、学校経営や学級経営としてのマネジメント力を養成する。「特別支援教育と医療・福祉との連携」では、医療的ケアをはじめとして医療との連携、早期療育から就労まで含めた福祉サービスとの連携、さらには保護者・地域との連携のあり方を学び、実際に関連する機関や人とつながる力を身につける。

「特別支援教育における高度授業実践・開発力」は、主に「特別支援教育における授業実践」、「インクルーシブ教育の理論と課題」、「重度・重複障害教育

の実践と課題」を通して養成する。「特別支援教育における授業実践」では、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」との関連を図った授業実践・開発力を身につける。「インクルーシブ教育の理論と課題」では「共生社会の形成」という観点から、障害の有無にかかわらず、すべての人が支え合いながら社会が構成されているという意識を培い、多様な学びの場を選択できる仕組みを検討できる力や交流及び共同学修等の実践力を身につけることをねらう。「重度・重複障害教育の実践と課題」では、視聴覚障害や訪問教育が必要な児童生徒等に対する重度重複教育における現代的課題を踏まえたうえでの教育実践力を身につけることをねらう。

「特別支援教育コーディネーター力」は、主に「特別支援教育コーディネーターの役割と課題」、「特別支援教育の理論と実践」を通して養成する。「特別支援教育コーディネーターの役割と課題」では、地域の小中学校、高等学校等における特別支援教育の充実のために、特別支援教育コーディネーターとしての役割を理解し、その実践力を身につけることをねらう。「特別支援教育の理論と実践」では、発達障害児を中心とした児童生徒の理解と支援、発達障害の児童生徒が在籍する学級での支援のあり方について学び、特別支援教育コーディネーターとしての資質を身につけることをねらう。

上に示した必修科目群では、通常学級での指導から、個別指導、特別な場での指導といった段階的、連続的な指導・支援に対する学びを意識して科目がラインナップされている。

実習においては、現職教員の場合には置籍校での実習を基本とする。学部新卒者等の場合には附属特別支援学校を活用しつつ、県内の公立特別支援学校の協力も得ながら実施する。

これらの学びを通して、医療・福祉との連携を踏まえた学校・学級のカリキュラムデザインや授業実践・開発のみならず、教育的ニーズを抱える児童生徒の担当教員への助言等を行う力を養成する。また、学修の成果を、課題研究のテーマとして設定した特別支援教育の実践上の課題や先行実践等、並びに実習における活動やその成果と課題に基づき研究報告書としてまとめることとする。

オ 合同カンファレンス

本教職大学院の取り組みを地域に公開するとともに、地域の教育課題を学校と協働しながら解決する場として定期的に合同カンファレンスを設定する。合同カンファレンスは、研究科の学生と指導教員だけでなく、学部学生、学校関係者にも公開する。分科会形式での運営とし、個々の院生の取り組む教育課題について、別の院生や指導教員以外の教員、学校関係者を交えて議論を行って解決の具体策について考える分科会、地域の先端的な教育実践を紹介する分科会、現職教員の授業づくりについてのコンサルテーションを行う分科会などを

設定する。これまでも「群馬大学と群馬県教育委員会によるシンポジウム」（平成28年より3回実施）や教職大学院の課題研究中間発表会・課題研究報告会、教育学研究科長期研修院（修士課程の各領域及び教育学部附属学校教育臨床総合センター担当の教員が持つ専門的な知識や技能をリソースとし、教科及び学校教育に関して自らの専門性を高めたいという意欲を持つ現職教員等のために各種研修を提供する）などの取り組みを行っている。これらを合同カンファレンスの枠組みにおいて一元化し、地域の学校教育を支える知の拠点としての本学教職大学院のプレゼンスを高める。

なお、合同カンファレンスは教職大学院の理論と実践の往還について触れられる機会であるので、学部の教科専門の教員にとってのファカルティ・ディベロップメント（FD）の場として、また、学部学生が教職大学院での学修について具体的に理解し自身の進学について考える場としても活用する。

カ 科目区分の設定と科目構成

高度の専門性を基盤とする実践的指導力を育成し、職能成長に応じて教員が備えるべき資質能力を獲得させるため、以下のような科目区分を設定し、科目構成を行った。

（ア）すべての学生が共通に履修すべき5領域（教育課程の編成・実施に関する領域、教科等の実践的な指導方法に関する領域、生徒指導、教育相談に関する領域、学級経営、学校経営に関する領域、学校教育と教員の在り方に関する領域）と今日的な教育課題について本課程が独自に開設する必修科目からなる「コース共通必修科目」

（イ）各コースのより高度な専門性に応じた学修を深める「コース別科目」、多様な学校現場の実際を学び、教員としての資質能力を向上させるとともに、課題の解決に向けた実践とその検証・省察を行う「実習」、学校現場の課題を析出し、自らの教育実践により課題の解決を図った過程を省察して報告書にまとめる「課題研究」

キ 履修順序の考え方

教育実践についての幅広い分野における指導性を育成するため、共通に履修すべき5領域にわたって開設されたコース共通必修科目をまず履修し、それぞれのコースに設定された必修科目、選択必修科目、自由科目の順に履修を行う。教職リーダーコースにおいては、1年次に「高度経営力・指導力開発実習Ⅰ」を履修し、「高度経営力・指導力開発課題研究Ⅰ・Ⅱ」において実践と理論を往還させながら学修を深め、2年次に後続の実習、課題研究科目の履修を行う。授業実践開発コースでは、1年次に「授業実践開発実習Ⅰ」を履修し、「授業実践課題研究Ⅰ・Ⅱ」において実践と理論を往還させながら学修を深め、2年次に後続の実習、課題研究科目の履修を行う。特別支援教育実践開発コースにお

いては、1年次に「特別支援教育課題発見実習Ⅰ・Ⅱ」を履修し、「特別支援教育課題研究Ⅰ・Ⅱ」において実践と理論を往還させながら学修を深め、2年次に後続の実習、課題研究科目の履修を行う。

ク 授業科目の履修により修得させるべき資質能力として設定する目標（一般目標・到達目標）

→別紙資料2

（4）教員組織の編成の考え方及び特色

① 教員配置（実務家教員と研究者教員の比率を含む）の考え方

現在の教職大学院では、専任研究者教員7名と実務家教員6名（専任3名、みなし専任3名）の計13名を配置している。これに対して、新しい教職大学院では、専任研究者教員14名と専任実務家教員10名、みなし専任実務家教員1名を増員し、研究者教員21名と実務家教員17名（専任13名、みなし専任4名）の計38名の体制をとる（表3）。10教科と特別支援教育について十分な単位数の履修を可能とするために必要とされる専任教員数は35名であり、その中に20%（14名）以上の実務家教員を含んでいる必要がある。この条件を満たすために、上記の教員配置とする。

表3 （教員体制の充実）

	研究者	実務家（専任，みなし）	合計	必置数（うち実務家）
現在の教職大学院	7	6（3，3）	13	11（5）
新しい教職大学院	21	17（13，4）	38	35（14）

→別紙資料3（イメージ図）

この教員配置は、従来の「教職リーダー専攻」の中心的な機能を引き継いで現職教員をミドルリーダーやメンターとして育成する「教職リーダーコース」を設置することに加えて、教科領域における高度な学習指導について学ぶ「授業実践開発コース」と特別支援教育実践の高度化について学ぶ「特別支援教育実践開発コース」を設置するという機能強化について、教員配置の面から対応することを目的としている。このようにして、40%を上回る比率で実務家教員を配置することにより、研究者教員と実務家教員の協働による授業を原則とすることができる。また、研究者教員についても、専任教員となるためには相応の実務経験業績ポイントを有することを条件としているので、各授業では、研究者教員と実務家教員という異なった視点からの指導が行われるのみならず、理論と実務を融合させた新たな観点を学生に提示することができる。

なお、増員する25名は、教育学部（教育学研究科（修士課程））の専任教員であるが、10名は学校現場等での優れた実務経験と研究者としての実績を合わせ持つ実務家教員（元実務家研究者教員）である。

② 授業科目に応じた教員配置

実務家教員は、3コースのそれぞれを主な担当として、学生の指導にあたる。

「教職リーダーコース」を主な担当とする実務家教員は、群馬県との人事交流により配置されている2名（いずれも教授）である。いずれも学校現場での管理職の経験及び教育行政の経験を有する教員であり、学校経営と学習指導の両面で豊富な実績を有している。この経験を活かして、「学校づくりと学級経営」、「地方教育行政の理論と実践」、「学習支援の理論と実践」、「教育評価の理論と実践」、「子ども理解と指導・支援の理論と実践」といった科目を研究者教員との協働で担当する。研究者教員は、教育内容・方法学、学校経営学、教育心理学、学習・認知心理学、人格・認知心理学、発達心理学、発達社会心理学の専門家であり、それぞれの専門分野を基礎として、教育実践にアプローチする。

「授業実践開発コース」を主な担当とする実務家教員（元実務家研究者教員）は9名であり、その内訳は、教授4名（社会科教育・理科教育・音楽教育・生徒指導各1名）、准教授4名（国語教育2名、理科教育・美術教育各1名）、講師1名（情報教育）である。これらの教員は、各教科の「学習指導の理論と実践」を担当するほか、「授業研究の理論と実践」、「学校教育におけるICTの実践と課題」、「生徒指導の理論と実践」といった科目を担当する。一方、研究者教員は、各教科の教科教育学の専門家を中心であり、各教科の授業づくりと教科横断的な学習について実務家教員とともに学生を指導する。さらに、公募により採用した実務家教員が、授業づくりをはじめとする学習指導について実践者としての実績及び一般の教員への指導の経験を活かして、「横断的・総合的な学習指導の理論と実践」、各教科の「学習指導の理論と実践」といった科目を研究者教員との協働で担当することになる。

「特別支援教育実践開発コース」を主な担当とする実務家教員は、教育学部に在籍している医師としての実務経験のある教授（元実務家研究者教員）である。研究者教員との協働により、「特別支援教育の制度と学校・学級経営」、「特別支援教育コーディネーターの役割と課題」、「特別支援教育におけるカリキュラムデザイン」、「特別支援教育の理論と実践」、「インクルーシブ教育の理論と課題」、「重度・重複障害教育の実践と課題」等の科目を担当する。

3コースとも、実習及び課題研究について、研究者教員と実務家教員の協働により各学生を指導する。

③ 既設学部の教員配置との関係（当該学部の教育研究水準の維持向上策を含む）

教育学部（教育学研究科（修士課程））から移行する専任教員は、修士課程が廃

止されるので、大学院の授業担当が増加するわけではない。また、これまで同様教育学部の専任教員でもあるため、教育学部の教育水準は維持できる。そして、学部の授業を担当する教職大学院の専任教員が増えることになるので、学部の授業の実践性を高めることができる。さらに、ほとんどの学部教員が教職大学院の兼任教員となるので、これらの教員の学部授業についても同様のことが言える。さらに研究面においても、教職大学院の設置により教員・学生による研究の実践性を高めることができる。

④ 専任教員が担当する学内の学部・大学院の科目一覧

→別紙資料4

⑤ 教員組織において中心となる研究分野とその体制

本研究科の教員組織において中心となる研究分野は「教員養成学」と呼ぶべき分野である。この「教員養成学」は、学校経営学、学習科学、各教科の教科内容構成学、各教科の教科教育実践学、そして特別支援教育実践学等の各論で構成される。各分野についてみると、学校経営学と学習科学は教職リーダー講座・学校教育講座が、各教科の内容構成学と教科教育実践学は各教科の講座が、そして特別支援教育実践学は障害児教育講座が研究の中心的な担い手となる組織である。ただし、これらの各分野は相互に関連をもちながら「教員養成学」を構成しているものであり、教員による研究も講座の枠を超えて連携しながら行われる。

⑥ 教員組織の年齢構成

本学の教員の定年は65歳である。教職大学院の教員の年齢構成は30代から60代まで分散しているので、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障はない。また、群馬県教育委員会と締結した「教職大学院に係る教員の人事交流等に関する覚書」（別紙資料5）の第2条において、教育委員会が大学の実務家教員候補者として校長経験者（4名）及び指導主事経験者（3名）を推薦することが定められているように、県との人事交流により実務家教員を恒常的に確保する見通しが立っている。

(5) 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

① 標準修業年限

現職教員及び学部新卒者等のいずれも2年間とする。

② 履修科目の年間登録上限

年間40単位とする。

③ 修了要件

ア 学部新卒者等

学部新卒者等については、本専攻に2年以上在学して所定の単位（46単位以上）を修得し、かつ課題研究報告を本教職大学院の設定する場において公表し、

評価委員会から合格の承認を得ることを修了要件とする。これにより、学修の修了を総合的・最終的に確認する。

課題研究報告書は、実際の学校の課題について実践と理論とを往還しながら解決に向けて取り組んできた学修の履歴を記述するものとする。課題研究報告書の内容には、学校教育にかかわる課題に対応できる高度な実践的問題解決能力や自律的に学ぶ姿勢を持ち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質能力を生涯にわたって高めていくことのできる力、情報を適切に収集し、選択し、活用する能力や知識を有機的に結びつけ構造化する力などが反映される。それゆえ、この報告を学内外の教育関係者等を交えて確認することにより、学修の質的保証が確保される。

イ 現職教員

群馬県教育委員会から受験資格を与えられて入学する現職教員は、2年目は勤務しながら課題研究を履修し必要な指導を受けるとともに、勤務時間外にも必要な科目を履修することができる(大学院設置基準第14条「特例の適用」)。なお、現職教員学生も、本専攻に2年以上在学して所定の単位(46単位以上)を修得し、かつ課題研究報告を本教職大学院の設定する場において公表し、評価委員会から合格の承認を得ることを修了要件とする。これにより、学修の修了を総合的・最終的に確認する。

〈所定 46 単位以上のコース毎の考え方〉

(1) 教職リーダーコース			
共通科目	コース科目	自由選択科目	実習科目
(1)教育課程の編成及び実施に関する領域科目 2単位必修 (2)教科等の実践的な指導方法に関する領域科目 2単位必修 (3)生徒指導及び教育相談に関する領域科目 2単位必修 (4)学級経営及び学校経営に関する領域科目 2単位必修 (5)学校教育と教員の在り方に関する領域科目 2単位必修 (6)今日的な教育課題に関する領域科目 2単位必修	課題研究6単位必修 下記の①-④の中から3科目6単位必修 ①カリキュラム開発の理論と実践 ②学校経営の理論と実践 ③学校評価とスクールリーダーシップ ④地方教育行政の理論と実践 下記の①-④の中から3科目6単位必修 ⑤学習支援の理論と実践 ⑥教育評価の理論と実践 ⑦子ども理解と支援・指導の理論と実践 ⑧特別活動指導の理論と実践	全コース科目の中から6単位選択必修	10単位必修
(2) 授業実践開発コース			
共通科目	コース科目	自由選択科目	実習科目
(1)教育課程の編成及び実施に関する領域科目 2単位必修 (2)教科等の実践的な指導方法に関する領域科目 2単位必修 (3)生徒指導及び教育相談に関する領域科目 2単位必修 (4)学級経営及び学校経営に関する領域科目 2単位必修 (5)学校教育と教員の在り方に関する領域科目 2単位必修 (6)今日的な教育課題に関する領域科目 2単位必修	課題研究 6 単位必修 横断的・総合的な学習指導の理論と実践 2単位選択必修 授業研究の理論と実践 2単位必修 道徳教育の理論と実践 2単位必修 学校教育におけるICTの実践と課題 2単位必修 インクルーシブ教育としての学習指導 2単位必修 各教科学習指導の理論と実践の中から2単位選択必修 各教科内容構成学の中から2単位選択必修	全コース科目の中から4単位選択必修	10単位必修
(3) 特別支援教育実践コース			
共通科目	コース科目	自由選択科目	実習科目
(1)教育課程の編成及び実施に関する領域科目 2単位必修 (2)教科等の実践的な指導方法に関する領域科目 2単位必修 (3)生徒指導及び教育相談に関する領域科目 2単位必修 (4)学級経営及び学校経営に関する領域科目 2単位必修 (5)学校教育と教員の在り方に関する領域科目 2単位必修 (6)今日的な教育課題に関する領域科目 2単位必修	課題研究 6 単位必修 特別支援教育におけるカリキュラムデザイン 2単位必修 特別支援教育における授業実践 2単位必修 特別支援教育コーディネーターの役割と課題 2単位必修 特別支援教育の制度と学校・学級経営 2単位必修 特別支援教育の理論と教育 2単位必修 インクルーシブ教育の理論と課題 2単位必修 特別支援教育と医療・福祉との連携 2単位必修 重度・重複障害教育の実践と課題 2単位必修	全コース科目の中から2単位選択必修	10単位必修

④ 既修得単位の認定方法

教育実践高度化専攻に入学した学生で他大学の教育学研究科で修得した単位を有する者については、教育実践高度化専攻の授業科目と同等と認められる場合には、教育実践高度化専攻の単位として認定することができる。認定に当たっては、専門職学位課程運営委員会及び研究科委員会の議を経るものとする。ただし、10単位を超えないものとする。

⑤ 成績評価の方法

ア 授業科目の履修単位は、試験、又は研究報告により認定する。

イ 各授業科目の試験又は研究報告の成績は、評語によりA、B、C、Dの4種とし、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。ただし、不合格の科目については再試験を受けることができる。

ウ 各科目履修の認定は、学期の終わりに行うものとする。

⑥ 教職大学院の目的を達成しうる実践的な教育を行うための授業の工夫

授業は、講義形式を極力避け、学校教育を巡る各回のテーマについて、研究者教員と実務家教員、また学生からの話題提供を受け、グループ・ディスカッションや全体でのディスカッションを行うことを基本とする。また、授業科目によっては、実技指導、模擬授業、ロールプレイ、ワークショップ、事例の発表とディスカッション、フィールドワーク等を実施する。さらに、現職の管理職や教員、児童相談所の心理相談員などの外部の実務家による話題提供も取り入れる。

実践と理論との往還が実質化するよう、一人ひとりの学生について、実習と課題研究の指導担当に同一の教員（研究者教員、又は実務家教員）を当てることとし、指導教員による継続的な指導の下に、関連資料の収集・分析と学校訪問・実習とを繰り返し、課題解決を進める。

⑦ 履修モデル

→別紙資料6

(6) 施設・設備等の整備計画

① 教員研究室、学生研究室（自習室）、教室

いずれも荒牧キャンパスの教育学部・教育学研究科の建物に確保されている。

このうち、学生研究室は、廃止される修士課程の学生研究室を転用すること等を通じて既存の教職大学院の研究室や設備に加え、さらに充実させる。

講義室、演習室は教育学部の各教室、セミナー室、共同利用スペースなどを使用する。

さらに、総合情報メディアセンターの閲覧室の使用や学内LANシステムの活用による学術情報データベース等を通じて効果的な学修を行うことができる。

その他、学生会館や教育学部A・B棟各階に設けられたロビー等の利用により、学

生同士の情報共有の場も充実している。

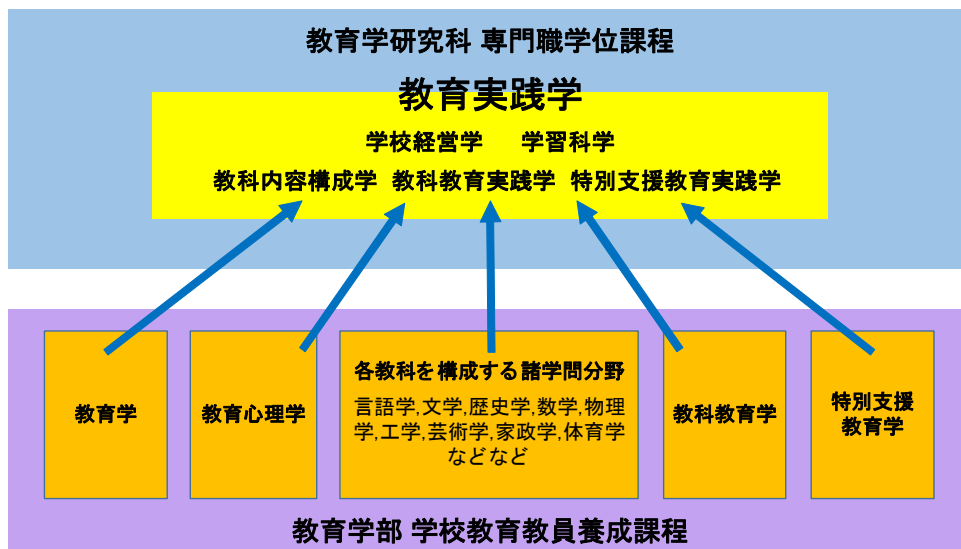
② 図書

附属図書館の中央図書館には、274,511 点の和書と 56,004 点の洋書がある。このうちの一定程度は、教育学部・教育学研究科の研究室等に配架されていて、その内容も学校教育に関係するものが多く、教職大学院の学生にとってはより活用しやすくなっている。

(7) 基礎となる学部との関係

教職大学院（教育学研究科専門職学位課程）と基礎となる学部（教育学部学校教育教員養成課程）との関係は、図3のとおりである。

図3 教育学研究科専門職学位課程と教育学部学校教育教員養成課程の間の教育研究の柱となる領域の関係



教職大学院設置に伴い、25名の専任教員を教育学部（教育学研究科（修士課程））から移行する。また、教育学研究科の修士課程を廃止する。

(8) 入学者選抜の概要

① 入学定員

1学年の入学定員は20名とし、現職教員は、教職リーダーコースと授業実践開発コースで合わせて約14名、特別支援教育実践コースで約2名、学部新卒者等は、授業実践開発コースで約3名、特別支援教育実践コースで約1名とする。

② 入学者選抜方法

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、以下のとおりである。

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）～このような人を求めています～

教育課題の解決に情熱をもってかつ粘り強く取り組む意欲があり、そのために教員としての資質能力を高める強い意志のある人

<教職リーダーコース>

- (1) 現代の複雑化・多様化した教育課題に対峙する明確な意志のある人
- (2) 教職経験を通じて実践的な経営力及び指導力を身につけていて、さらに向上させる意欲のある人
- (3) 学校が直面する教育課題を明確化し、その解決策を主体的に追究することを通して、自身の職能成長を図るとともに、学校現場に貢献する意欲のある人

<授業実践開発コース>

・学部新卒者等

- (1) 教職への意欲が明確であり、学校教育に関する基礎的な知識と実践力を十分に備えている人
- (2) 児童・生徒の学習に係る課題の解決に取り組む意欲があり、そのために自ら各教科等の理解を深め、教員としての実践的指導力を高める強い意志のある人
- (3) クラスづくり・生徒指導等の課題とのつながりを視野に入れて、授業実践の開発に取り組む意欲のある人

・現職教員

- (1) 教職に対する使命を自覚し、自らの教育実践上の課題を認識している人
- (2) 本コースでの学修を通して、各教科等の最先端の成果を取り込みながら自らの授業実践力を高める意欲のある人
- (3) 授業実践の開発を手がかりとしながら、クラスづくり・生徒指導等の多様な学校教育の課題に取り組み、その解決策を探求する意欲のある人

<特別支援教育実践開発コース>

・学部新卒者等

- (1) 特別支援教育での教職への意欲が明確であり，特別支援教育に関する基礎的な知識と実践力を十分に備えている人
- (2) 障害のある児童生徒の教育的ニーズに応じた支援や授業実践と改善に対する向上心が高い人
- (3) 他者との協調性があり，多様な人々と協働して課題に取り組むためのコミュニケーション能力を身に付けている人

・現職教員

- (1) 特別支援教育における教職に対する使命と本コースで学ぶことの目的を明確にもっている人
- (2) 障害のある児童生徒の教育的ニーズに応じた支援・授業実践とその改善及び教育的ニーズを抱える児童生徒の担当教員への助言等について，向上心を有する人
- (3) 他者との協調性があり，多様な人々と協働して課題に取り組むためのコミュニケーション能力を身に付けている人

この方針により学生を受け入れるために，教員免許状を取得しているか取得見込みであることを出願の要件とすることとし，表4のとおり，入学者選抜を行う。現職教員については，小論文試験，面接，教職歴及び教育実践に関わる業績により総合して判定する。学部新卒者等（教職に就いておらず教員免許状を取得しているか取得見込みである者）については，小論文試験，面接，学業成績により総合して判定する。

表4 コースごと，現職教員・学部新卒者ごとの入学定員及び選抜方法

コース，現職教員／学部新卒者の別	入学定員	試 験	
教職リーダーコース（現職教員）	約17名	小論文 ^{*1}	面接
授業実践開発コース（現職教員）			面接
授業実践開発コース（学部新卒者等）		小論文	面接
特別支援教育実践開発コース（現職教員）	約3名	小論文 ^{*2}	面接
特別支援教育実践開発コース（学部新卒者等）			面接

*1 両コースの現職教員について共通の出題とする。

*2 本コースの現職教員と学部新卒者について共通の出題とする。

(9) 取得可能な資格

学生は表5のとおり教員免許状の取得が可能である。

表5 群馬大学教育学研究科専門職学位課程での学修により取得できる教員免許状

コース	免許状の種類	教科又は特別支援教育領域
教職リーダー コース	幼稚園教諭専修免許状	
	小学校教諭専修免許状	
	中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健 体育, 技術, 家庭, 英語
	高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 家庭, 工業, 英語
授業実践開発 コース	幼稚園教諭専修免許状	
	小学校教諭専修免許状	
	中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健 体育, 技術, 家庭, 英語
	高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 家庭, 工業, 英語
特別支援教育実践 コース	特別支援学校教諭専修免許状	聴覚障害者, 視覚障害者, 知的障害者, 肢体 不自由者, 病弱者

(10) 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施

現職教員が入学した場合には、2年次は在籍校に勤務しながら授業及び研究指導を受けることにより授業を履修できることとし、「大学院設置基準」第14条による教育方法を以下の要領で実施する。

① 修業年限

2年とする。

② 履修指導及び研究指導の方法

授業に出席するために本研究科に登校した際に時間を確保し、面談により指導する。また、必要に応じて、研究科教員が在籍校に出向いて指導するほか、電子メール、Skype等の通信手段を活用して指導する。

③ 授業の実施方法

実習は在籍校において行うこととし、指導教員が在籍校に出向いて指導する。他の授業は、必要に応じて、夜間又は在籍校において担当授業のない日（土日祝日及び長期休業期間を含む）に行う。

④ 教員の負担の程度

他の業務を調整し、負担が重くならないようにする。

⑤ 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置
総合情報メディアセンターの施設は、授業期間中は毎日21時まで開館している。ま

た、同センター図書館の蔵書のうち研究室に配架されているものについては、学生は随時利用することができる。

⑥ 入学者選抜の概要

対象となる現職教員については、面接試験において、当該教員の日常的な教育実践について質問する。さらに、それまでの教職経験で培ってきた課題認識等を問い、研究計画（2年次における職務遂行との関係を含む）について述べさせる。

(11) 管理運営

教育学研究科に、専任教員及び兼任教員で組織する教授会を置く。教授会は、原則として月1回開催する。

教育学部に置く人事・予算委員会、教務委員会、入学試験委員会、学生支援委員会及び国際交流委員会に、研究科学生に関わる事務を担当させる。各委員会には、必要に応じて大学院部会を置く。

学校教育の実態や社会の変化等を踏まえて教職大学院固有の課題に機動的に対応するために、各コース担当専任教員で構成する専門職学位課程運営委員会を置く。また、各コースに、専任教員とみなし専任教員で構成するコース会議を置く。

教職大学院に係る長期的な課題については、教育学部・教育学研究科の将来構想委員会に検討させる。

(12) 自己点検・評価

学則第2条第3項及び大学院学則第3条第3項の規定に基づき、大学評価室及び各学部等評価委員会等を中心として、教育研究活動等の自己点検・評価を実施している。

具体的には、本学の中期計画・年度計画の実施状況を各学部等において点検・評価を実施し、その進捗状況を大学全体の組織である大学評価室にて検証することとしている。

なお、その実施状況を踏まえ、次年度の年度計画等へ反映させている。

さらに、教員の教育研究活動等の自己点検として「教員評価」、その他職員の業務実績評価として「職員評価」を次のとおり実施している。

① 教員評価

平成19年度から3年毎、平成28年度から毎年、教員評価を実施している。

教員評価は、教員の諸活動への支援と啓発並びに本学の教育、研究及び社会貢献等の改善と向上に資するとともに、適切な情報公開により社会への説明責任を果たすことを目的としている。

なお、評価領域は、「教育」、「研究」、「社会貢献」及び「管理・運営」の4つの領域に分類している。

② 職員評価

平成21年度から毎年、職員評価を実施している。

職員評価は、事務職員及び技術系職員等の職務遂行能力や職務上達成した結果等を公正かつ客観的に評価することにより、人材育成・人事管理等に有効に活用し、その能力を最大限に発揮させ、業務能率の増進を図ることを目的としている。

(13) 認証評価

一般財団法人教員養成評価機構による認証評価を受ける。

① 認証評価を受ける計画等の全体像

本学教職大学院は、過去において2回の認証評価を受けた実績がある。直近の平成27年度に実施した認証評価の実績のスケジュール概要は以下のとおりである。次に認証評価を受けるのは2020年度であり、その際には、このスケジュールを踏襲することを予定している。

- 平成 26 年 4 月 教職大学院認証評価ワーキンググループの設置
認証評価機構の意向調査（次年度に認証評価を受けること）への回答
認証評価機構の説明会の出席
- 9 月 平成 27 年度の認証評価の申請
ワーキンググループによる自己評価書案作成
各部局との調整、自己評価書の完成
- 平成 27 年 6 月 自己評価書の認証評価機構への提出
- 8～9 月 訪問調査の準備
- 10 月 認証評価機構の訪問調査実施
- 平成 28 年 1 月 認証評価機構からの評価結果の通知
- 2 月 意見申し立て
- 3 月 評価結果確定

② 認証評価を受けるための準備状況

本学教職大学院では、評価部会が中心となって、毎年継続して修了生の追跡調査（本人のみならず、校長、管理職も含む）を実施している。この成果の一部は本学紀要や本学ウェブサイトに掲載している。これらの資料（非公表のものを含む）を活用して、認証評価のエビデンスとする予定である。

2020年度に認証評価を受ける必要があるため、2019年度中にワーキンググループを設置し、意向調査に回答することを予定している。そのスケジュールは、平成27年度の実績を踏襲する。

③ 認証評価を確実に受けるための証明

この件に関しては該当する書類がないが、それに代わるものとして直近の平成27年度の書類を添付する（別紙資料7）。

(14) 情報の公表

大学情報の公開・提供及び広報について、大学全体の組織である「広報本部」を中心に、教育、研究、社会貢献等の大学運営の状況を積極的に公開している。

具体的な情報提供活動は、次のとおりである。

① ウェブサイトによる情報提供

ア 大学ウェブサイトを活用した情報提供

トップページのURL : <http://www.gunma-u.ac.jp/>

イ 教育研究活動等の状況に関する情報の公表（学校教育法第113条）

(ア) 大学の教育研究上の目的について

・基本理念、目標、学則・各学部等の教育研究上の目的

(イ) 教育研究上の基本組織について

・教育・研究組織

(ウ) 教員組織及び教員数並びに各教員が有する学位及び業績について

・教員組織・教員数、教員の有する学位及び業績

(エ) 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況

・入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、入学者数、収容定員及び在学者数、卒業・修了者数、進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況

(オ) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画について

・カリキュラム・ポリシー、カリキュラムマップ、シラバスDB

(カ) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準について

・ディプロマ・ポリシー、学位論文の評価基準

(キ) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境について

・キャンパスの概要・（土地・建物面積）、運動施設の概要、課外活動の状況・（クラブ・サークル活動）、休憩を行う環境その他の学習環境（学部・大学院、附属施設・図書館、大学生協）、交通手段

(ク) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用について

・授業料、入学料、教材購入費等、授業料等免除・入学料等免除・奨学金制度、寄宿費、その他施設利用料（草津セミナーハウス・北軽井沢研修所）

(ケ) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援について

・学生の修学支援、進路選択への支援、心身の健康等への支援、留学生支援、障害者支援

(ア) ～ (ケ) のURL : <http://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1902>
トップページ>大学概要>情報公開 教育情報

(コ) その他 (学則, 大学院学則, 学部・研究科等の設置計画の概要, 授業評価, 教員評価, 国立大学法人評価, 認証評価, 第三者評価)

URL : <http://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1906>

URL : <http://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/g1807>

URL : http://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/out006_001

ウ 教育学部・教育学研究科のウェブサイトを活用した教育研究活動等の情報提供
トップページのURL : <http://www.edu.gunma-u.ac.jp/>

② 広報誌・印刷物等による情報提供

ア 大学概要及び各学部の広報パンフレット

イ 大学広報誌『GU' DAY』(年2回発行)

③ シンポジウムによる情報提供

本学と群馬県教育委員会によるシンポジウム「ぐんまの教師力を高める」の開催

(15) 教育内容等の改善のための組織的な研修等

① 教員研修・質保証

毎年度末にFD研究会を実施して、今後の教職大学院の組織を改善するための検討を行う。平成30年度のFD研究会においては、他大学教職大学院(岐阜大学など)での先進的な取り組みを、出張して聴取してきた教員が紹介した。さらに、修了生調査で、特に校長がどのような要望をもって現職教員を派遣したか、どのような力をつけたと評価しているかという報告がなされた。FD研究会の概要については、本学ウェブサイトや紀要などで公開している。

毎年度末に、すべての教職大学院の授業について、学生による授業評価アンケートをもとにして、各教員が授業改善報告書を作成する。この記録については、認証評価時に資料として添付する。

このほか、毎年度、学生との懇談会を実施し、学生の意見(授業について、施設についてなど)を聴取して回答することをはじめとする意見交換を行う。

② 事務職員研修

担当職員を対象として、毎年度、教職大学院の取り組みと、それが学校関係者にどう受け止められているかについて理解を図るため、研修を実施する。

(16) 連携協力校等との連携

① 連携協力校と連携内容

連携協力校は、下記のとおりである。

1	群馬大学教育学部附属幼稚園
2	群馬大学教育学部附属小学校
3	群馬大学教育学部附属中学校
4	群馬大学教育学部附属特別支援学校
5	前橋市立桂宣小学校
6	前橋市立元総社北小学校
7	前橋市立大利根小学校
8	伊勢崎市立東小学校
9	太田市立宝泉小学校
10	渋川市立金島小学校
11	渋川市立橋小学校
12	藤岡市立美土里小学校
13	前橋市立第三中学校
14	前橋市立第六中学校
15	太田市立南中学校
16	渋川市立金島中学校
17	渋川市立北橋中学校
18	藤岡市立西中学校
19	群馬県立盲学校
20	群馬県立聾学校
21	群馬県立前橋高等特別支援学校
22	群馬県立吾妻特別支援学校
23	群馬県立二葉特別支援学校
24～	現職派遣教員の置籍校

授業実践改善やカリキュラム開発において学部との連携協力を重ねてきている附属学校園に加え、群馬県内の幅広い地域の小・中学校、特別支援教育領域においては、学校が受け入れている児童生徒の障害種を踏まえ、視覚障害（群馬県立盲学校）、聴覚障害（群馬県立聾学校）、知的障害（群馬県立前橋高等特別支援学校、群馬県立吾妻特別支援学校、並びに群馬大学教育学部附属特別支援学校）、肢体不自由（群馬県立二葉特別支援学校）を選定した。

また、特色ある実践として、キャリア教育や職業教育での実践が特徴である群馬県

立前橋高等特別支援学校、小学校と同じ敷地内に学校を設定し、交流及び共同学習を盛んに行っている群馬県立吾妻特別支援学校も協力校として選定した。

連携内容は、大きくわけて2点である。

1点目は、共通科目及びコース別科目として開講される各授業との連携である。各授業において、必要に応じ連携協力校において、児童生徒理解のための観察や調査、授業参観や授業実践、及び授業検討会の開催を行う。

2点目は、実習における連携である。学校の課題解決過程についての理解を深めるために公開研究会に参加することに加え、学生の課題研究のテーマに基づいて必要に応じて学校実習を連携協力校において行うことができるようにする。

② 連携協力校以外の関係機関との連携

平成31年2月14日に独立行政法人教職員支援機構と連携協定を締結した（別紙資料8）。本研究科のカリキュラムと独立行政法人教職員支援機構とが実施する研修プログラム相互活用、教員の資質向上のための研修プログラムの相互活用にかかわり連携協力を図る予定である。

また、教育学部として、「教育改革・群馬プロジェクト」や教員研修等に関して、群馬県教育委員会（特に、群馬県総合教育センター）との連携を図っており、今後も継続していく。

特別支援教育実践開発コースにおいては、連携協力校以外の関係機関との連携として、1年次通年で実施する課題発見実習Ⅰで、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱、発達障害等の教育現場や福祉現場を視察する。視察にあたっては、県内外の教育現場・福祉現場に協力を得ながら実施する。

③ 附属学校の活用について

教育学部は、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校、附属幼稚園を各1校ずつ有している。それぞれのコースにおいて1年次に設定される実習において、附属学校園のそれぞれの実践的課題研究から学ぶとともに、授業実践開発コースと特別支援教育実践コースの学部新卒者等が2年次に長期間にわたって継続的に行う実習の実施校として活用する。

また、共通科目及びコース別科目として開講される各授業において、児童生徒理解のための観察や授業参観、授業実践、並びに授業検討会の開催等、必要に応じて附属学校を活用する。

(17) 実習の具体的計画

① 実習計画の概要（実習のねらい）

学校における実習では、実際の教育実践を理論に基づいて省察し、その改善を図っていく過程について実地で学ぶことをねらいとする。学校実習と課題研究とを密接に関連付けた学修の教育上の効果により、教育の理論と実践の往還を実質化し、学生が

「反省的教師 (reflective teacher)」として学び続けながら教職キャリアを重ねることのできる資質・能力の育成を図る。

各コースともに1年次と2年次の両方に実習を配置し、1年次の実習では学校における実際の課題解決への複数の取り組みに接して、課題設定とその解決のためのアプローチの多様なあり方について理解を深めるとともに、2年次の長期間にわたって継続的に行われる実習に向けて自らが取り組む課題の整理を行う。

現職教員においては、1年次の課題発見実習において、勤務校以外の学校や様々な校種の学校における教育実践を客観的に観察・参加し、自らの教育実践を相対化することにより、教科指導や生徒指導、学級経営や学校経営等の各自の課題や問題点を明確にする。そして、その上で、2年次の課題解決実習では、現職教員の勤務校において、その課題解決のための対応策を企画・立案し、実践する。さらに、実践検討会を通して、自己の実践を評価・再考察し、次への実践へとつなげる。また、実習における課題解決に向けた実践は、実習時間外及び現職教員学生の勤務時間外等に開講される授業「課題研究」の最終成果として、研究実践報告書としてまとめ、発表する。このような体系的な実習及び「課題研究」の授業を通して、学校における課題を自ら発見し、それに対して、単なる経験的な実践知だけでなく、理論知観点を取り入れ、課題を分析し、対応策を考え、実践し、それを評価・再考察し、次への実践へとつなげていくといった高度な実践的課題解決能力を修得し、学校現場の諸課題の解決過程においてリーダー的存在として活躍できるようになることを目標とする。

学部新卒者等においては、実習校の教育課題解決のプロセスに継続的に関わることを通して学校課題を他の教員と協働して解決するための資質・能力を修得し、学校現場において即戦力として活躍でき、新しい学校づくりの有力な一員として、学校現場での諸課題の解決に確実に貢献できるようになることを目標とする。

コース毎の実習の年次配置と単位数は次の表のとおり。

	教職リーダーコース	授業実践開発コース	特別支援教育実践開発コース
1年次	高度経営力・指導力開発実習Ⅰ（4単位）	授業実践開発実習Ⅰ（2単位）	特別支援教育課題発見実習Ⅰ（2単位）
			特別支援教育課題発見実習Ⅱ（2単位）
2年次	高度経営力・指導力開発実習Ⅱ（6単位）	授業実践開発実習Ⅱ（8単位）	特別支援教育課題解決実習（6単位）

ア 教職リーダーコースの実習計画の概要

名称	主な内容	実習施設	期間・時間	学生の配置
高度経営力・指導力開発実習Ⅰ	実践研究課題の明確化 実習学校訪問 実践観察	附属4校園 連携協力校 関係機関	A オリエンテーション(12時間) B 実習計画の立案(3時間) C 学校実習1日8時間×12日(96時間) D リフレクション(6時間) E 高度経営力・指導力開発実習Ⅱについて(3時間) 合計120時間	公開研究会等へは学生ごとに参加 1実習校に1人の学生を配置
高度経営力・指導力開発実習Ⅱ	学校実習	連携協力校	学校実習1日8時間×23日 合計180時間	1実習校に1人の学生を配置

教職リーダーコースの実習のねらいは、各領域での学修を課題解決に向け再構成し、授業実践課題研究と高度経営力・指導力開発実習を連動させ、実践的経営力・指導力を発揮し、総合的にマネジメントできる力を育成することである。

(ア) 高度経営力・指導力開発実習Ⅰ（1年次：通年）

連携協力校（置籍校）の実態把握による研究構想の検討・改善アセスメント及びマネジメントにおいては、主に量的研究の立場から行う。

各種質問紙による調査結果や観察データの数量化とその分析により、児童生徒一人ひとりの実態についてアセスメントするとともに、置籍校が抱える教育課題の全体的傾向を見いだす。研究構想に基づく検証授業（9月実施）に向け、教科経営、学級・学年経営、校内組織へのアプローチの在り方を設計するとともに、管理職への理解に努める。

研究構想に基づく検証授業の実施（9月）：1年次の段階での研究構想を検証するため、置籍校にて原則として1単元の校内公開授業を実施する。実施にあたっては置籍校の教育課程をふまえ、指導教員とともに研究構想を含む指導案を作成し、授業後はリフレクションを行う。検証授業の実施を通して、研究の型として仮説検証、仮説生成について理解を深める。

連携協力校以外の関係機関での研究視察：研究視察は主に質的研究の立場から、参与観察、フィールドワーク等の方法を選び、先進的研究に

における教育課題の解決のプロセスを見だし、反省的アプローチによりリフレクションを実施しレポートを作成する。

(イ) 高度経営力・指導力開発実習Ⅱ（2年次：通年）

年度当初に、1年次の課題研究・実習で設計した研究構想について、学校組織・児童生徒の実態から、2年次の実習に向けて検討・改善を行う。1年次のポートフォリオを活用するとともに、研究対象の教科等の内容・特性にもとづく学習のねらい達成、学習において活用する汎用的な能力の育成等を明確に位置付ける。

課題解決モデルの構築：1年次に設計した研究構想にあるテーマ・仮説、目指す児童生徒像の具現化を通して、課題解決モデルの構築を行う。確立した解決モデルの一般化・普及は、「実習」の連携協力校において授業公開を企画・運営することを通じて実施する。

イ 授業実践開発コースの実習計画の概要

名称	主な内容	実習施設	期間・時間	学生の配置
授業実践開発実習Ⅰ	実践研究課題の明確化 実習学校訪問 実践観察	附属4校園 県内外先進校 連携協力校	公開研究会（6時間×8回＝48時間） 実習学校訪問（3時間×3回＝9時間） 事前事後指導（3時間） 合計60時間	公開研究会等へは学生ごとに参加
授業実践開発実習Ⅱ	【現職】 学校実習 サポートワークショップ 【学部新卒】 実践観察・参加 学校実習 サポートワークショップ	附属小学校 附属中学校 連携協力校	学校実習1日8時間×28日（週に2日×14週を基本に連携協力校との相談に基づき、事前に実習計画を策定） サポートワークショップ（2時間×8回） 合計240時間	連携協力校毎に1-2人を配置

(ア) 授業実践開発実習Ⅰ（1年次）

先進的な授業実践の取り組みを行う学校の公開研究会等に参加することを通して、自らの教育経験を省察するとともに課題研究課題の明確化を行うことをねらいとする。

県内外の先進校の公開研究会等に参加し、初等中等教育における今日的な授業改善の課題とその解決へのアプローチについて理解を深める。

なお、公開研究会等には適宜、大学院教員も同行し指導を行う。

(イ) 授業実践開発実習Ⅱ（２年次）

学部新卒者等の実習のねらいは、学校経営、学級経営、生徒指導、教育課程経営をはじめ学校の教育活動全体について総合的に体験し、考察することである。

具体的には、授業補助、休み時間や放課後の児童の遊び相手、学級経営補助、教室内・廊下の掲示、採点補助、授業参観・見学、学年・学級懇談会见学、給食指導補助、授業記録作成補助等に従事させるとともに、それぞれの学校の教科部会等にメンバーとして加わり、授業実践改善のP D C Aサイクルに学生の指導教員ともども参画する。大学から課題を持ち込むのではなく、実習校の実際の課題について解決を目指す過程(授業改善のP D C Aサイクル)において、実習校の教員と院生・指導教員が協働するアクション・リサーチを行う。

実習校との相談に基づいて、週に2日、火曜と木曜を基本日として年間を通じて実習日を設定する。実習日は、学校行事や研修の日程に応じて別の曜日に設定することもある。月に1回程度、水曜の午後等にサポートワークショップを設定し、学生が実習において見出した課題や取り組みの成果について報告することで、実習における実施内容のふり返りや明確化した実践研究課題に関する分析を行うとともに、自らの弱点の補強や得意分野の伸長を行う。

なお、実習校において学生が授業を実践する場合、授業の学習指導案作成や授業後の振り返りの学生指導については大学教員が主導的に行うものとする。

現職教員の実習のねらいは、授業実践上の課題や問題に関し、自ら企画・立案した解決策を体験・経験することにより、自ら学校における課題に主体的に取り組むことのできる資質・能力を伸長することである。

連携協力校における授業研究に基づく授業改善の取り組みを実習生と共に大学院教員が企画・運営し、その課題解決の過程を授業実践開発コースでサポートする。実習期間中に公開の研究授業・実践検討会を開催し、自己の実践を評価・再考察し、より良い実践のあり方について協議を行う。実践検討会には、実践者（学生）、実習施設の実習指導教員、大学院指導教員が参加する。

ウ 特別支援教育実践コースの実習計画の概要

名称	主な内容	実習施設	期間・時間	学生の配置
特別支援教育課題 発見実習 I	実践研究課題の明確化 実践観察	附属4校 連携協力校 関係機関	関係機関視察：1カ所につき 4時間×6回 (4時間×6=24時間+事前事後指導9時間=33時間) 公開研究会：1カ所につき8 時間×3回 (8時間×3=24時間+事前事後指導3時間=27時間) 合計60時間	関係機関への視察 は学年全員で参加 公開研究会へは学 生ごとに参加
特別支援教育課題 発見実習 II	実践研究課題の明確化 実習学校訪問 実践観察・参加	附属特別支援 学校 連携協力校	1日8時間×7.5日(約8日) ・現職教員学生は9月のなか で約8日間(例：週2日間で 4週間) ・学部新卒者等は9月後半で 約5日間(例：1週間で5日 間、または2週間で5日間) 加えて学校行事等への参加で 3日間 合計60時間	1実習校に1人の 学生を配置
特別支援教育課題 解決実習	【現職】 学校実習 【学部新卒】 実践観察・参加 インターンシップ	附属特別支援 学校 連携協力校	1日8時間×22.5日(約24 日) 週に2日間を実習としてあて る週を前期、後期通して合計 12週間設定する。 原則前期5月～7月の間で6 週間(12日分)、後期10月 ～11月の間で6週間(12日 分)の実習日を設定する。 合計180時間	1実習校に1人の 学生を配置

(ア) 特別支援教育課題発見実習 I (1年次通年)

教育現場・福祉現場の視察や特別支援学校等の公開研究会等に参加することを通して課題研究のテーマを検討することができるようになることをねらいとする。

<連携協力校以外の関係機関への視察>

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱、発達障害等の教育現場や福祉現場を視察し、また、関係機関の担当者から、当

該機関の特徴や指導・支援内容などの説明を受け、質疑応答を行い、各障害種における教育・福祉のあり方を把握する。さらに、各関係機関視察後に視察で修得した事柄をまとめ、実習録に記載し、課題研究テーマの検討に結びつける。なお各関係機関には、原則として、各関係機関担当の大学院教員が同行し指導を行う。

＜特別支援学校等の公開研究会等への参加＞

県内外の特別支援学校等の公開研究会等に参加し、特別支援教育における現代的課題を把握する。参加で修得した事柄をまとめ、実習録に記載し、課題研究テーマの検討に結びつける。なお公開研究会等には、適宜大学院教員が同行し指導を行う。

(イ) 特別支援教育課題発見実習Ⅱ（1年次後期）

教育的ニーズに応じた個別支援、ケース会議の参与、授業実践又は参与、学校行事等への参加を通して、学校教育課題や実践課題の解決のための計画と方法を策定することができるようになることをねらいとする。

学生は、各自特定の1学級に属し、実習1日目に実習校指導教員より、学校の全体的概要やカリキュラムの特性と構成などの教務事項について説明を受けることにより、実習校の全体像を把握したうえで（現職教員学生は省略可とする）、以下の3点を行う。

ア) 教育的ニーズに応じた個別支援：学級に在籍する児童生徒の教育的ニーズを把握し、それに基づく個別支援を実施し、省察することを通して実践課題を見いだす。

イ) ケース会議の参与：学校・学級における児童生徒に関するケース会議に参加し、保護者や担任の主訴を捉えるとともに、個別の指導計画作成やチーム支援のあり方を学び、それらについて省察することを通して学校教育課題及び実践課題を見いだす。

ウ) 授業実践又は参与：学級での授業を実践又は参与し、単元構成のあり方、授業作りのあり方、個別の指導計画に基づく教育実践などを学び、それらについて省察することを通して学校教育課題及び実践課題を見いだす。

なお、学部新卒者等は以下も行う。

エ) 学校行事等への参加：学校で実施する行事等に参加し、学校運営のあり方を学び、省察することを通して学校教育課題及び実践課題を見いだす。

(ウ) 特別支援教育課題解決実習（2年次通年）

学生各自が課題解決のための対応策の企画・立案を実習開始前に行い、その実践に向けて計画的に実習することにより、課題研究の内容を検証

し、課題解決に向けた実践力を確かなものとするをねらいとする。

- ・学生各自が設定した課題解決のための対応策を立案し、それを実践する。現職教員学生においては、授業実践又は学校教育研究の協働的実践を通して課題解決に取り組み、単元開発や学校支援システムの開発を検討する。学部新卒者等においては、授業実践を通して課題解決に取り組み、教材開発及び支援方法の開発を検討する。
- ・実習期間中に1回以上の公開実践を行い、実践検討会を開催し、自己の実践を評価・再考察し、次の実践案及び課題研究テーマの検討につなげる。
- ・実践検討会には、実践者（学生）、実習施設の実習指導教員、大学院指導教員が参加する。

エ 実習施設に求める要件

実習施設には、学生の指導を行う指導教員1人の配置を求める。教職大学院制度の趣旨を踏まえ、実習施設の実習指導教員には20年以上の教職経験を有する主幹教諭、あるいは教頭等の管理職を当てていただくよう依頼する。具体的な指導内容としては、教職大学院の指導教員と連携を図りつつ、学生の取り組みが連携協力校の課題解決に資するものとなっているか、連携協力校の教育実践において他の教員との協働を適切に行えているかといった観点からの指導・助言を行う。

オ 勤務校での実習を日常の勤務と区別する手立て

各コースにおいて現職教員は、2年次の実習を勤務校で実施する。現職教員の実習を勤務校での日常の勤務と明確に区別し、勤務校での実習の水準を確保するために、ア) 実習計画による実習日の明確化、イ) 実習録による明確化、ウ) 大学院指導教員の訪問と実践検討会の開催という手立てを講じる。

ア) 実践計画による実習日の明確化

実習開始時に勤務校での年間計画の中で実習日を予め設定する。そして、実習日の実践に向けて、実習校指導教員及び大学院指導教員の指導のもと準備を進める。それゆえ、実習日の実践は、特別な準備を経た結果としての実践となり、学生自身の心構えとしても日常の勤務とは、明確に区分される。

イ) 実習録による明確化

実習日には、実習録を必ず作成し、日時、実習内容（計画、実践の概要等）を記載し、指導案等の資料を添付するものとする。さらに、それに対して、実習校指導教員がコメントをつける。これにより、通常勤務との区分が学生自身の意識においても、また、第三者に対しても明確である。

ウ) 大学院指導教員の訪問と実践検討会の開催

大学院指導教員は、連携協力校の管理職との連絡を密にし、計画的かつ定期的に学校を訪問し実践の様子を参観し、実践検討会に参加しそれを踏まえて学生の指導を行う。実習日の授業及び実践検討会は全て公開とし、勤務校の教員の参加を募り、開催する。

以上の手立てにより、現勤務校での実習は日常の勤務と明確に区別される。

カ 実習に関する組織的対応

実習時における問題への対応や一人ひとりの学生にそったきめ細やかな指導等、実習全般について対応するため、専門職学位課程運営委員会の下に実習部会を設置する。実習部会は、実習校及び学生受け入れ人数等の原案作成、学生へのオリエンテーション等、実習全般の業務を行う。また、各実習校で設けられる実習連携部会を統括し、実習が適切に実施されているか把握・確認する。なお、委員は実務家教員と研究者教員により構成する。

実習にかかわり、学生に対して、入学直後のオリエンテーション時に、教育実習部会長より、各実習の概要を説明する。また、各実習前に、実習オリエンテーションを開催し、実習部会員より、実習日程、実習内容・実施方法、実習録の作成方法等について説明する。

② 実習指導体制と方法

ア 巡回指導計画

1人の学生に対し、研究者教員1人と実務家教員1人からなるチームを配置する。実習と課題研究との実質的な関連付けを図るため、このチームで学生の実習と課題研究の指導を行う。配置する教員は以下のとおりである。

コース	教員名	職階	位置づけ	専門領域
教職リ ー ダ ー	佐藤浩一	教授	研究者	学習指導
	山崎雄介	教授	研究者	学校運営
	山口陽弘	教授	研究者	学習指導
	音山若穂	教授	研究者	学習指導
	高橋望	准教授	研究者	学校運営
	大島みずき	講師	研究者	学習指導
	鈴木豪	准教授	研究者	学習指導
	田村充	教授	実務家	学習指導
	懸川武史	教授	実務家	教育相談
	野村晃男	教授	実務家	学校運営
授業 実 践 開 発	中尾敏朗	教授	研究者（元実務家）	教科教育
	益田裕充	教授	研究者（元実務家）	教科教育
	栗原淳一	准教授	研究者（元実務家）	教科教育
	濱田秀行	准教授	研究者（元実務家）	教科教育、授業研究
	河内昭浩	准教授	研究者（元実務家）	教科教育
	郡司明子	准教授	研究者（元実務家）	教科教育
	小熊良一	講師	研究者（元実務家）	教科教育、情報教育
	吉田浩之	教授	研究者（元実務家）	生徒指導、カリキュラムマネジメント
	吉田秀文	教授	研究者（元実務家）	教科教育
	木山慶子	教授	研究者	教科教育
	上里京子	教授	研究者	教科教育
	渡部孝子	教授	研究者	教科教育、日本語教育
	宮崎沙織	准教授	研究者	教科教育
	澤田麻衣子	准教授	研究者	教科教育
	中里南子	准教授	研究者	教科教育
	鬼澤陽子	准教授	研究者	教科教育
小林陽子	准教授	研究者	教科教育	
小泉健輔	講師	研究者	教科教育	
安藤哲也	教授	実務家	授業実践、学校・学級経営、幼小連携	
特別 支 援 教 育 実 践	吉野浩之	教授	研究者（元実務家）	医療的ケア、病弱
	金澤貴之	教授	研究者	聴覚障害、手話、聾学校教育、福祉施策
	霜田浩信	教授	研究者	知的障害、発達障害
	中村保和	准教授	研究者	重度・重複障害、盲ろう教育
	任龍在	准教授	研究者	肢体不自由、自立活動
	木村素子	准教授	研究者	聴覚障害、授業実践、カリキュラムマネジメント

なお、授業実践開発コースにおいては、学生の興味・関心に応じて、上記に示した教員からなる指導担当チームのメンバーに教職大学院専任教員をさらに1人加えることができるものとする。

2年次の長期間にわたる実習の巡回については、実習校との相談に基づきながら、4実習日に1回以上を目安に実施する計画を前年度に策定するものとする。同一学生の指導にあたる実務家教員及び研究者教員は、必ずしも同一日に巡回指導にあたるわけではなく、実習内容等に照らして、同行するか否かを判断する。ただし、実習生が授業実践等を公開し検討会が開かれる場合には、研究者教員と実務家教員のチームで巡回指導を実施する。大学院指導教員は、実習開始前に実習生の実践計画が実習校における年間教育計画に組み込まれ、学生の課題に沿った実習ができるように、実習校指導教員及び実習生と相談しながら、アドバイスをする。

実習計画全体の年間スケジュールを別紙に示す。

イ 実習担当教員ごとの勤務モデル

2021年度 授業実践開発コース 教員Aにおける時間割					
前期	月	火	水	木	金
1-2		オフィスアワー			
3-4			小学校国語科指導法(一) 学部 単独	国語科指導法A 学部 単独	
5-6	国語科内容構成学 大学院 共同	国語教育演習A 学部 単独	教育実習事前指導/教職実践演習 学部 オムニバス		
7-8			学部・大学院での委員会/教授会/全学会議	学びのリテラシー I 学部 単独	
9-10		授業実践開発実習 II 大学院 共同	授業実践開発実習 I 大学院 共同		授業実践課題研究 I/III 大学院 共同
後期	月	火	水	木	金
1-2		オフィスアワー			
3-4			小学校国語科指導法(三) 学部 オムニバス		
5-6	国語科学習指導の理論と実践 大学院 共同		教育実習事前指導/教職実践演習 学部 オムニバス	国語科指導法B 学部 単独	国語教育演習集中講義(I) 学部 単独
7-8			学部・大学院での委員会/教授会/全学会議	授業研究の理論と実践 大学院 単独	
9-10		授業実践開発実習 II 大学院 共同	授業実践開発実習 I 大学院 共同		授業実践課題研究 II/IV 大学院 共同

凡例 学部 共同教育学部

大学院 教職大学院

2021年度 特別支援教育実践開発コース 教員Bにおける時間割

前期	月	火	水	木	金
1-2		オフィスアワー		特別支援教育の実践と事例研究 学部 オムニバス	
3-4	特別支援教育総論 学部 単独	知的障害児教育課程・指導法 学部 単独	知的障害教育演習AⅠ 学部 単独		特別支援教育課題研究Ⅰ／Ⅲ 大学院 共同
5-6	特別支援教育におけるカリキュラムデザイン 大学院 共同	知的障害教育特論 学部 単独	特別支援学校教育実習事前指導／教職実践演習 学部 オムニバス	特別支援教育における授業実践 大学院 共同	特別支援教育課題発見実習Ⅰ／特別支援教育課題解決実習 大学院 共同
7-8		特別ニーズ教育特講 専 単独	学部・大学院での委員会／教授会／全学会議	障害児教育概論 専一免 単独	
9-10					

後期	月	火	水	木	金
1-2		オフィスアワー		特別支援教育の実践と事例研究 学部 オムニバス	
3-4		聴覚障害児教育課程・指導法 学部 単独	知的障害教育演習AⅡ 学部 単独	聴覚障害児指導法特論 学部 単独	特別支援教育課題研究Ⅱ／Ⅳ 大学院 共同
5-6	知的障害児教育概論 専一免 単独	知的障害児の教科指導概論 専一免 単独	特別支援学校教育実習事前指導／教職実践演習 学部 オムニバス		特別支援教育課題発見実習Ⅱ／特別支援教育課題解決実習 大学院 共同
7-8	特別ニーズ教育経営特講 専専免 単独		学部・大学院での委員会／教授会／全学会議	障害教育授業作り特講A 専専免 単独	
9-10					

集中 知的障害教育演習AⅢ 学部 単独

凡例 学部 共同教育学部

大学院 教職大学院

専一免 専攻科一種免許コース

専専免 専攻科専修免許コース

ウ 各段階における学生へのフィードバック、アドバイスの方法等

1年次の実習では、各学生の実習録へコメントを記載するほか、直接、事後検討会でフィードバック及びアドバイスをします。

2年次の実習では、大学院指導教員が実習校に出向いた際に、各学生の実習録へコメントを記載し、学生へのフィードバック及びアドバイスをします。さらに、実習校への訪問指導の際に、直接アドバイスをします。

また、実習終了後に、各実習生の実習記録へのコメントによりアドバイスをします。

エ 学生の実習中、実習終了後のレポート作成・提出等

1年次の実習では、学生は、実習日ごとに実習録を作成し、月ごとに大学院指導教員に提出する。また、全ての実習終了後に、レポートを作成し提出する。

2年次の実習では、学生は、実習日ごとに実習録を作成し、毎回、実習校指導教員の検印を受ける。さらに、大学院指導教員が実習校に出向く際に、毎回、提出する。また、最終的には、授業「課題研究」の最終報告として、実践内容等を研究実践報告書にまとめ、発表、提出する。

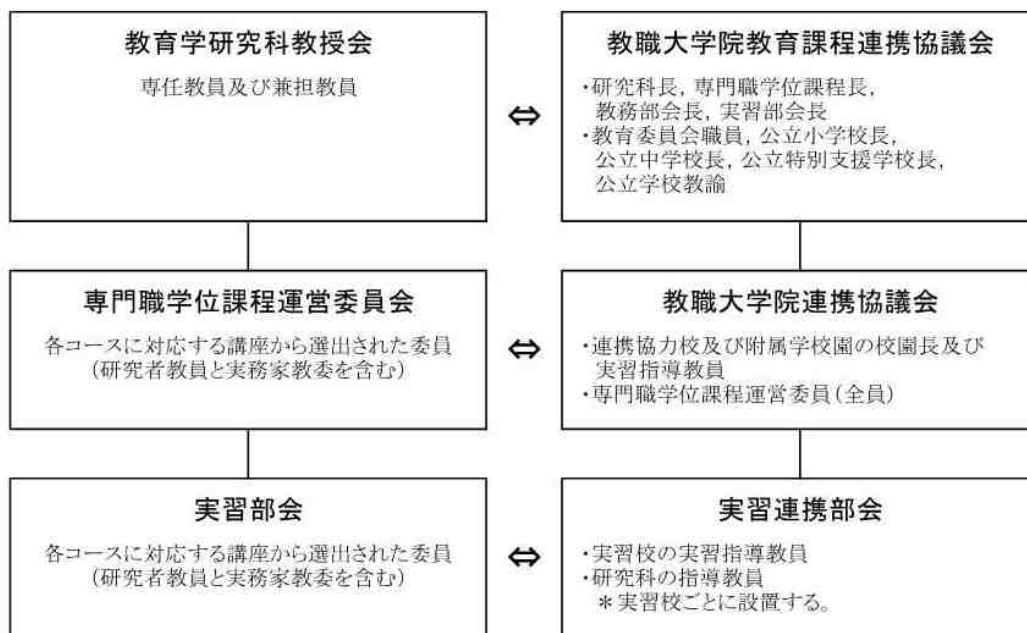
③ 施設（連携協力校）との連携体制と方法

本学教職大学院における実習は、附属学校園以外ではすべて連携協力校で実施する。

それゆえ、実習施設は、附属学校及び連携協力校であり、以下では連携協力校を中心とした連携体制について記述する。

なお、連携体制を図式化したものが、図4である。

図4 教職大学院と連携協力校との連携体制



ア 連携協力校との連携の具体的方法、内容

(ア) 教職大学院教育課程連携協議会の設置

教職大学院の実習をはじめとする各種の授業及びカリキュラムに係る編成・評価・改善策等、教育課程に関する協議を行うため、教職大学院教育課程連携協議会を設置する。構成員は、群馬県又は市町村の教育委員会の職員、群馬県内の公立小学校の校長、群馬県内の公立中学校の校長、群馬県内の公立特別支援学校の校長、群馬県内の公立学校の教諭、教育学研究科長、専門職学位課程長、教職大学院教務部会長及び教職大学院実習部会長とする。

(イ) 教職大学院連携協議会の設置

連携協力校との連携を進めていくため、教職大学院連携協議会を設置する。構成員は、連携協力校及び附属学校園の校園長、実習指導責任教員、本教職大学院の専門職学位課程運営委員全員とする。協議会は年度当初及び年度末に開催する。

(ウ) 教職大学院連携協議会での検討事項

検討事項の原案作成及び統括を、実習部会が行う。

(エ) 教育実習部会

専門職学位課程運営委員会の下に実習部会を設置する。実習部会は、実習校及び学生受け入れ人数等の原案作成、学生へのオリエンテーション等、実習全般の業務を行う。委員は、実務家教員と研究者教員により構成する。

(オ) 年度当初の協議会

- ・実習全体の流れや全般的な実習内容の確認を行う。
- ・実習校の決定、受け入れ人数の調整、実習日程の調整等について協議する。(原案は、教育実習部会で作成)

(カ) 年度末の協議会

- ・連携に関する反省点や今後の連携のあり方等について協議する。

実習に関しては、教職大学院連携協議会に先立ち、連携協力校及び附属学校園では実習開始の前年度中に年間計画をたてる必要があるゆえ、入学者決定後、次年度の実習校選定等について実習部会が検討し、実習部長から連携協力校学校長に実習生受け入れ人数や実習時期の打診を行い、具体的な連携準備を開始する。

その後、実習実施年度当初に、教職大学院連携協議会を開催する。協議会では、各実習の全体的な流れや実習内容の確認、各実習校の受け入れ人数、及び実習時期等の調整等を行う。

実習における連携に関するより具体的な事項については、実習校ごとに実習連携部会を設置し、実習校の実習指導責任教員と各実習校担当の大学院指導教員とが連絡をとり、連携を進めていく。

すべての実習の終了後、年度末に教職大学院連携協議会を開催し、その年度の実習の反省点と次年度以降への改善点等について協議する。

イ 相互の指導者の連絡会議設置

(ア) 実習連携部会の設置

教職大学院連携協議会の下に、実習校ごとに、実習連携部会を設置する。

構成員は、連携協力校(実習校)の実習指導教員、及び、その実習校担当の大学院指導教員である。実習連携部会は、実習開始前及び実習終了後に必ず開催する。また、実習中においても必要に応じて開催する。

(イ) 実習連携部会における協議事項

- ・実習のねらいの確認
- ・実習日(実習期間や、学生の公開授業日及び実践検討会の日程など)、具体的な実習内容、指導計画など、実習にあたっての具体的な内容
- ・実習の成績評価。評価項目・基準の確認。実習校としての最終的な成績評価

(ウ) 教育実習部会による実習内容・実施の確認

実習連携部会での協議内容は、各実習校担当の大学院指導教員がまとめ、教育実習部会に報告する。教育実習部会は、全ての実習校での実習が計画どおり適切に行われているかを確認し、統括する。

ウ 大学と実習施設との緊急連絡体制

実習において、緊急を要する事態が発生した場合は、教務係実習担当者及び各実習校担当の大学院指導教員が窓口となり、実習部会長に報告する。実習部会長は、必要に応じて、実習部会を開催し、又は研究科長に連絡し、対応にあたる。また、連携協力校においては、実習指導責任教員が窓口となる。

エ 各施設での指導者の配置状況

実習校ごとに実習指導責任教員1名を配置する。実習指導責任教員の指示のもと、学生が配属されるクラス担任等が指導担当教員となる。なお、現職教員の実習校指導教員は、学生の課題テーマにより、教頭・教務主任・生徒指導主任等が担当することになる。

④ 単位認定等評価方法

ア 各施設での学生の評価方法

各実習のねらいがどの程度達成されているかという観点から、学生の実習録の内容及び実習時の実践等の状況について評価を行う。評価の観点については、群馬県教員育成指標等に基づき、項目を実習の手引き及び実習録の冊子に明示する。

イ 実習校指導教員と大学院指導教員による評価の方法及び連携

実習校指導教員と大学院指導教員は、上述のとおり、実習の手引き及び実習録に示した評価の観点に基づき、連携して評価を行う。おおむね満足する水準から外れている場合には、両者の間で適宜連絡を取り対応を協議する。

ウ 大学における単位認定方法

実習校指導教員と大学院指導教員の連携による成績評価に基づいて教育実習部会が原案を作成し、専門職学位課程運営委員会が最終的な成績評価を行う。